

令和6年度タイ旅行会社招請業務  
委託仕様書

## 1 業務の目的

三重県観光連盟がインバウンドにおける重点市場として取り組むタイ市場において、三重県が令和6年1月にタイ旅行業協会（Thai Travel Agents Association）（以下、TTAAという。）との間で締結した観光分野における連携覚書による協力関係を活用し、タイから誘客を促進するため、現地で訪日旅行を取り扱う TTAA 会員旅行会社を招請し、タイ市場のニーズに合わせたファムトリップを実施するとともに、商談会及び交流会を開催する。

本事業を円滑かつ安全に行うため、必要な行程管理や貸切バスおよび通訳ガイド等の手配を委託する。

（参考：三重県と TTAA との連携覚書）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001116436.pdf>

## 2 委託業務名

令和6年度タイ旅行会社招請業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月27日まで

## 4 ファムトリップの概要

## (1) 日程（予定）

令和7年3月2日（日）～3月6日（木）の期間中に三重県内4泊5日  
（※変更になる可能性があります。）

## (2) 被招請者について（予定）

団体向け訪日旅行商品の取り扱いのある旅行会社（10社10名）  
（※被招請者の選定と決定までの調整は TTAA が行う。）

## 5 業務内容

タイ旅行会社の招請が円滑に遂行できるよう、次の（1）から（5）の業務を実施すること。

## (1) ファムトリップの運営・管理

ア ファムトリップ中は受託者が同行し、行程管理を適切かつ円滑に行うこと。

イ 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、視察の内容、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

ウ 視察中の事故へ対応するため、10人分の海外旅行傷害保険への加入を行うこと。なお、加入する旅行保険については、以下を基準とする。

- ・ 傷害死亡・後遺障害 1,000万円
- ・ 傷害治療費用 1,000万円
- ・ 疾病死亡 1,000万円
- ・ 疾病治療費用 1,000万円
- ・ 賠償責任 5,000万円～1億円
- ・ 救援者費用 700万円～800万円

## (2) 通訳ガイド等の手配

視察先の説明が十分にできるタイ語ガイド若しくは三重県の観光に精通したタイ語通訳者を1名手配すること。特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

## (3) 移動等にかかる手配

ア 視察にかかる移動のため、別添行程案に示す期間について、貸切バス1台（ドライバー付き）を手配すること。なお、有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積りに含めること。

- ・貸切バスは、13～15名程度が乗車できる車両とし、人数分のスーツケース等の荷物が収納でき、車内に雨傘を人数分備え付けること。
- ・移動時間が早朝や夜間、深夜となった場合や訪問先の変更等の場合にも対応することとし、ドライバーの宿泊費や食事代等、必要な費用を見積りに含めること。
- ・貸切バスには被招請者及び観光連盟職員1～2名程度のほか、関係者が同乗する場合がありますため留意すること。

なお、航空券、宿泊、食事および観光地視察等にかかる手配および支払いは被招請者又は観光連盟が行うこととし、見積りには含めないこととする。

（被招請者が手配・支払を行う項目）

- ・航空券

（観光連盟が手配・支払を行う項目）

- ・昼食
- ・宿泊
- ・観光施設等への訪問・体験費用
- ・津エアポートライン（中部国際空港→なぎさまち）

## (4) B to B 商談会及び交流会の実施

ア ファムトリップ期間中に以下の条件を満たし、被招請者と県内事業者等が参加する商談会を企画・実施すること（1回以上）。

（条件）

- ① 商談会は令和7年3月4日（火）または5日（木）の午後に開催する。
- ② 商談は TTAA 側参加者ごとに商談ブースを設置し、1対1の対面による方法で実施する。
- ③ 商談会会場は津駅周辺において交通の利便性が高く、参加人数を考慮してゆとりのある会議室等とする。
- ④ 三重県側参加者が30者程度参加することを想定し、100件以上の商談実施を目標とする。  
（三重県側の参加者募集及び取りまとめは観光連盟が行う。）

- ・商談会の前に TTAA 側参加者の概要資料を日本語で作成すること。
- ・ビジネスレベルの通訳者（日本語・英語）を10名手配すること。
- ・商談会の受付・案内・進行（MC）・連絡調整等を行い、商談会が円滑かつ安全に進行できるように必要なスタッフを配置すること。
- ・商談会終了後、三重県側参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケー

トの内容は観光連盟と協議のうえ、決定すること。

イ 商談会終了後、以下の条件を満たし、被招請者と県内事業者等が参加する交流会を企画・実施すること（1回以上）。

（条件）

- ① 交流会会場は商談会会場に隣接または徒歩で移動ができる会議室等とし、参加者は被招請者10名、三重県側参加者30名の計40名を想定したゆとりのある会場とする。（三重県側の参加者募集及び取りまとめは観光連盟が行う。）
- ② 交流会では夕食および飲料を提供する。

- ・ビジネスレベルの通訳者（日本語・英語）を10名手配すること。
- ・交流会の受付・案内・進行（MC）・連絡調整を行い、交流会が円滑かつ安全に進行できるように必要なスタッフを配置すること。
- ・三重県側参加者の参加料については、交流会当日、三重県側参加者から徴収すること。

#### （5）アンケートの実施

ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて日本語に翻訳のうえ、観光連盟に提出すること。ただし、アンケートの内容は、提案をふまえ観光連盟と協議のうえ決定すること。

### 6 業務実施上の条件

- （1）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。また、協議の結果、業務実施内容を変更する場合がある。
- （2）業務実施内容変更の結果、変更契約を締結することがある。
- （3）委託業務を円滑に推進するための実施体制として、旅行業の専門知識を有する職員を配置すること。また、当該職員は委託業務の履行について、委託者および訪問先等との綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対応できる者であること
- （4）この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

### 7 委託経費及び支払い条件等

- （1）委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- （2）受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

### 8 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- （1）報告期限：令和7年3月27日（木）

- (2) 記載事項
  - ア 委託名
  - イ 契約金額
  - ウ 契約日、契約期間
  - エ 完成年月日
  - オ 実施した業務概要
  - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

## 9 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守  
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 個人情報の保護  
受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務  
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物の所有権  
本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置  
受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 観光連盟に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(別紙) タイ旅行会社ファム招請行程 (案)

日付	行程	移動手段	宿泊地
3/2(日)	スワンナプーム空港 0:05 発 (TG644 便) 中部国際空港 7:30 着→高速船 10:00 発 津なぎさまち→受託者貸切バス 内宮・おかげ横丁・おはらい町 伊勢志摩スカイライン 鳥羽市内視察	飛行機 高速船 貸切バス 11:00~ 18:00	鳥羽市
3/3(月)	鳥羽市内ホテル→志摩市内視察	貸切バス 9:00~ 17:30	鳥羽市 若しくは 志摩市
3/4(火)	ホテル→VISON 昼食 津市内会場にて B to B 商談会・交流会	貸切バス 8:00~ 14:00	津市
3/5(水)	ホテル→伊賀市・名張市内視察 鈴鹿サーキット	貸切バス 9:30~ 17:30	鈴鹿市
3/6(木)	鈴鹿市内ホテル→御在所ロープウェイ ジャズドリーム長島 なばなの里 中部国際空港へ移動	貸切バス 9:00~ 21:00	
3/7(金)	中部国際空港 0:30 発 スワンナプーム空港 5:10 着 (TG647 便)	飛行機	

※行程は、今後の調整状況により変更となる可能性があり、委託者と協議の上対応すること。

※3/4 (水) と 3/5 (木) は、行程を入れ替えても良いものとし、どちらかの日に B to B 商談会及び交流会を開催すること。